

## 埼玉県結核予防費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）第60条に基づき、埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）の学校及び施設が実施する定期の健康診断に要する費用について、法第58条の3に規定する学校若しくは施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業は、法第58条の3により設置者が行う同条の費用の支弁事業とする。

### (暴力団の排除)

- 第3条 補助を受けようとする事業を行う者が次のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。
- 1 役員等（事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### (補助額)

- 第4条 前条の費用に対する補助額は、次の各号の額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じた額とする。申請は学校又は施設別に行うこととし、各申請者ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表補助単価に定めるところにより計算して得た額の合計額
  - (2) 別表対象経費の表に定める経費の実支出額
  - (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付については、次の条件が付されるものとする。

- (1) 申請者は、定期健康診断に係る諸法規を遵守しなければならない。
- (2) 申請者は、書類の提出期限を遵守しなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第5号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は様式第2号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、法第53条の2で定める結核に係る定期の健康診断の報告書の写しを添付しなければならない。

(報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助金交付決定の後、補助事業の完了後30日以内又は当該補助金申請日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業を実施する設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第12条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、学校及び施設の所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月 4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2年7月 1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8年4月15日から施行し、同年4月1日から適用する。